

福岡県公報

平成二十七年十月十六日
第三千七百三十六号
増刊 ①

目次

条 例 (第四十一号―第四十七号)

- 福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県民情報広報課) ……………二
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例 (総務事務センター) ……………四
- 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) ……………五
- 福岡県中小企業振興条例 (商工政策課) ……………五
- 福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (公園街路課) ……………七
- 福岡県営住宅条例の一部を改正する条例 (県営住宅課) ……………八

公布された条例のあらまし

◇福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務部県民情報広報課)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、特定個人情報等の適正な取扱いの確保及び開示等の実施のために必要な措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は平成二十八年一月一日から、第三条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条

例

(総務部総務事務センター)

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定による地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、非常勤の職員について公務上の災害等に対する補償及び他の法令による年金が併給される場合の調整の方法を定めることとした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (福祉労働部子育て支援課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工部商工政策課)

- 1 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の制定による構造改革特別区域法及び総合特別区域法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県中小企業振興条例 (商工部中小企業振興課)

- 1 中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図るため、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部 行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目6番1号 株式会社ドミックスコーポレーション (電話 092-431-4061)

(建築都市部公園街路課)

1 屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に
関する事務を景観行政団体である宗像市及び福津市が処理することを可能とするほか
、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十七年十一月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を
行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十一号

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号
の次に次の一号を加える。

二 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二

条第八項に規定する特定個人情報をいう。

第三条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二

項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 実施機関は、前項の規定により収集した個人情報に係る個人情報を取り扱う事務

の目的を変更するときは、変更前の当該目的と相当の関連性を有すると合理的に認
められる範囲を超えて行つてはならない。

第三条に次の一項を加える。

5 実施機関は、前項の規定により本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録
された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、個人情報
を取り扱う事務の目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに
該当するときは、この限りでない。

一 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められ
るとき。

二 当該目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産そ
の他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 当該目的を本人に明示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他
の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれがあるとき。

四 収集の状況からみて当該目的が明らかであると認められるとき。

第四条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第五条の見出し中「利用」を「個人情報の利用」に改め、同条第一項中「、個人情
報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を、「超えて」
の下に「当該」を加え、同条第二項第四号中「個人情報を」を削り、同条に次の一項
を加える。

4 実施機関は、法令に基づく場合、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報につ
いて必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計
算機その他の機器の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはなら
ない。

第五条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第五条の二 実施機関は、番号利用法第十九条各号(第七号を除く。)のいずれかに
該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものへ提供してはなら
ない。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条第二項中「あらかじめ」の下に「（番号利用法第二十六条第一項の特定個人情報保護評価の実施を要する個人情報取扱事務にあつては、番号利用法第二十七条第一項の評価書の公表後、速やかに）」を加え、同項第六号イ中「第三条第二項各号」を「第三条第三項各号」に改め、同号ロ中「第六条」を「第五条第四項」に改める。

第十一条第一項中「個人情報」の下に「（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加え、「第三条第二項本文及び第三項本文」を「第三条第三項本文、第四項本文及び第五項本文」に改める。

第十四条第一項第四号ホ中「国」を削る。

第十九条中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

イ 第三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して収集されたとき。

ロ 第五条第一項又は第二項の規定に違反して利用されているとき。

第三十四条第一項第二号中「第五条又は第六条」を「第五条第一項、第二項又は第四項」に、「とき」を「場合」に改める。

第四十四条中「第三条第二項ただし書及び第三項第七号、第五条第二項第六号並びに第六条第三号」を「第三条第三項ただし書及び第四項第七号並びに第五条第二項第六号」に改める。

第四十五条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第五十一条第二項第一号中「第三条第二項ただし書及び第三項第七号」を「第三条

第三項ただし書及び第四項第七号」に改め、「第六条第三号」を削る。

第五十四条第三項中「時」を「とき」に改める。

第二条 福岡県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第五条の二 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該特定個人情報等を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守る

ために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該特定個人情報を利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

第十条第二項に次の一号を加える。

七 特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイル）をいう。第三十四条第一項第一号ニにおいて同じ。）の保有の有無その他規則で定める事項

第十二条第二項中「法定代理人」の下に「（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」。第十四条第一項第九号において同じ。）」を加える。

第十三条第二項中「法定代理人」の下に「（特定個人情報にあつては、本人又はその代理人）」を加える。

第十四条第一項第九号中「法定代理人から」の下に「本人に代わつて」を加え、「当該未成年者又は当該成年被後見人」を「当該本人」に改める。

第二十五条第一項中「係る個人情報」の下に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第三十四条第一項第一号ロ中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第五条の二」に改め、同号に次のように加える。

ハ 番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに

記録されているとき。

第三十四条第一項第二号中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第五条の三」に改める。

第三条 福岡県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号

の次に次の一号を加える。

三 情報提供等記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番

号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の記録に記録された特定個人情報情報をいう。

第五条の二第二項中「、特定個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第五条の三中「（第七号を除く。）」を削る。

第十条第二項中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第二十条第一項中「個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。第三十二条において同じ。）」を加える。

第三十三条中「提供先」の下に「（情報提供等記録の訂正にあつては、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号の情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）」を加える。

第三十四条第一項中「自己の個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条から第三十七条までにおいて同じ。）」を加え、同項第一号二中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年一月一日から、第三条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に規定する政令で定める日から施行する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十二号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和四十三年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第二項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（以下「新条例」という。）附則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第二項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（

平成二十四年法律第六十三号) 附則第四十一条の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る新条例附則第五条の規定の適用については、同条第一項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号) 附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改める。

別表三五の二の二の項中チからヌまでを削り、ルをチとし、ヲからキまでをリからラまでとし、同項ノ中「キ」を「ラ」に改め、同項ノを同項ムとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十四号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表三の二の二の項中「総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第四十三条第八項」を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号) 第十九条の二第八項」に、「地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特別通訳案内士」に改め、同表三の三の項及び三の四の項中「総合特別区域法第四十三条第八項」を「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」に、「地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特別通訳案内士」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県中小企業振興条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十五号

福岡県中小企業振興条例

福岡県の中小企業は、多様な分野で特色ある事業活動を行い、県民に多くの就業の機会を提供するなど、本県経済において重要な役割を担っている。

また、小規模企業は、地域に根差し、地域の需要に対応した商品や役務の提供等を通じて、地域社会の担い手となっている。

しかしながら、経済のグローバル化や情報化の進展等による企業間競争の激化、人口減少や高齢化の進展等による市場規模の縮小など、本県の中小企業は厳しい経営環境に直面している。

このような中、地域の活性化に向けて、中小企業の多様で活力ある成長発展を図っていくためには、中小企業者の自主的な取組を基本としつつ、中小企業に関係する全ての者が連携、協力し、社会全体で中小企業を育て、支援していく必要がある。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 四 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であつて県内に事務所等を有するもの及び福岡県信用保証協会をいう。
- 五 大学等及び研究機関 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 六 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- 二 県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること。

三 多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること。

四 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

3 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第六条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等及び研究機関の役割)

第八条 大学等及び研究機関は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第九条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業の振興に配慮するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第十条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性を活かして、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第十一条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第十二条 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 中小企業の創業の促進を図るための施策
 - イ 創業希望者の確保及び育成
 - ロ 創業者による事業計画策定の促進
 - ハ 創業に必要な資金の円滑な供給
- 二 その他中小企業の創業の促進を図るために必要な施策
 - イ 中小企業者による経営基盤の強化に係る計画策定の促進
 - ロ 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成
 - ハ 事業活動に必要な資金の円滑な供給
 - ニ 情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進
 - ホ 事業承継の円滑化の促進
 - ヘ その他中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策
- 三 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策
 - イ 中小企業者による新たな事業展開に係る計画策定の促進
 - ロ 中小企業者の新たな事業活動を担う人材の確保及び育成
 - ハ 中小企業者の技術の高度化の促進

二 新たな商品及び役務の開発の促進

ホ アジアをはじめとする海外展開の促進

ヘ その他中小企業者の新たな事業展開の促進を図るために必要な施策

四 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策

イ 小規模企業者による事業の持続的な発展に係る計画策定の促進

ロ 小規模企業者の生産性の向上の促進

ハ その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策

二 県は、前項に掲げる施策を効果的に推進するため、地域において支援体制を整備し

、中小企業支援団体、金融機関等、市町村その他の関係機関と緊密に連携して支援を

行うものとする。

(基本計画の策定)

第十三条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ福岡県中小企業対策審議会
の意見を聴かなければならない。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 知事は、中小企業をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね三年ごとに基本計画を
見直すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

(施策の実施状況等の公表)

第十四条 知事は、毎年、中小企業の動向及び中小企業の振興に関する施策の実施状況
を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県条例第四十六号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「及び中間市」を「、中間市、宗像市及び福津市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四三の項下欄を次のように改める。

北九州市、福岡市及び久留米市を除く各市町村（大牟田市、中間市、宗像市及び福津市にあつては、チからノまでに掲げる事務を除く。）

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十七号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「第三十条」を「第四十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。